

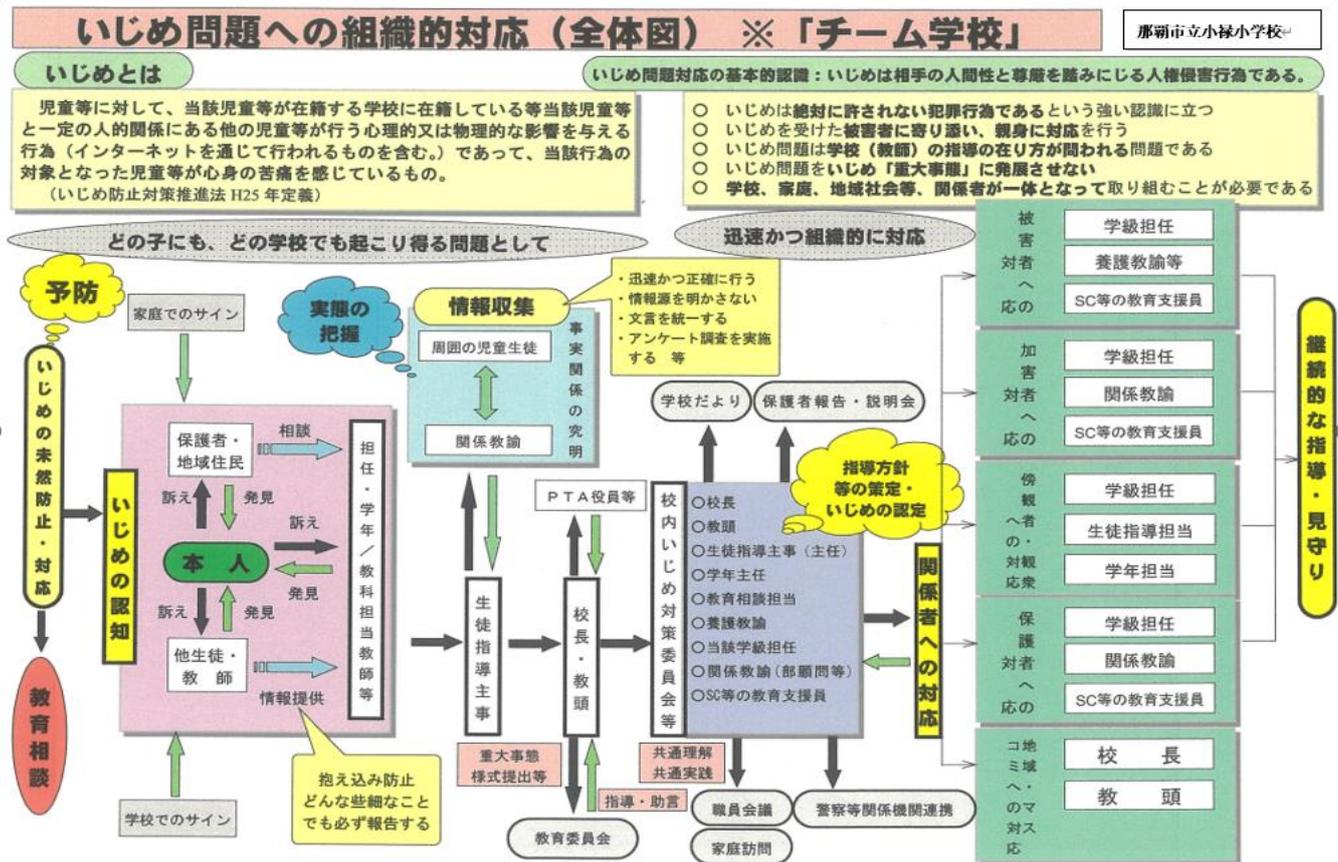
小祿小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方（基本理念）

教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」の考えのもと、「いじめ」についての認識を深め、組織で「いじめ」への適切な対応を行うとともに、児童自ら「いじめ」を解決する力を身に付けるための指導のあり方等について理解し、それらに基づいた着実な実践に取り組む。

【未然防止：いじめを許さない学校づくり】

- 児童理解を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気を醸成する取組の充実。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努めることが重要である。
- いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。



2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

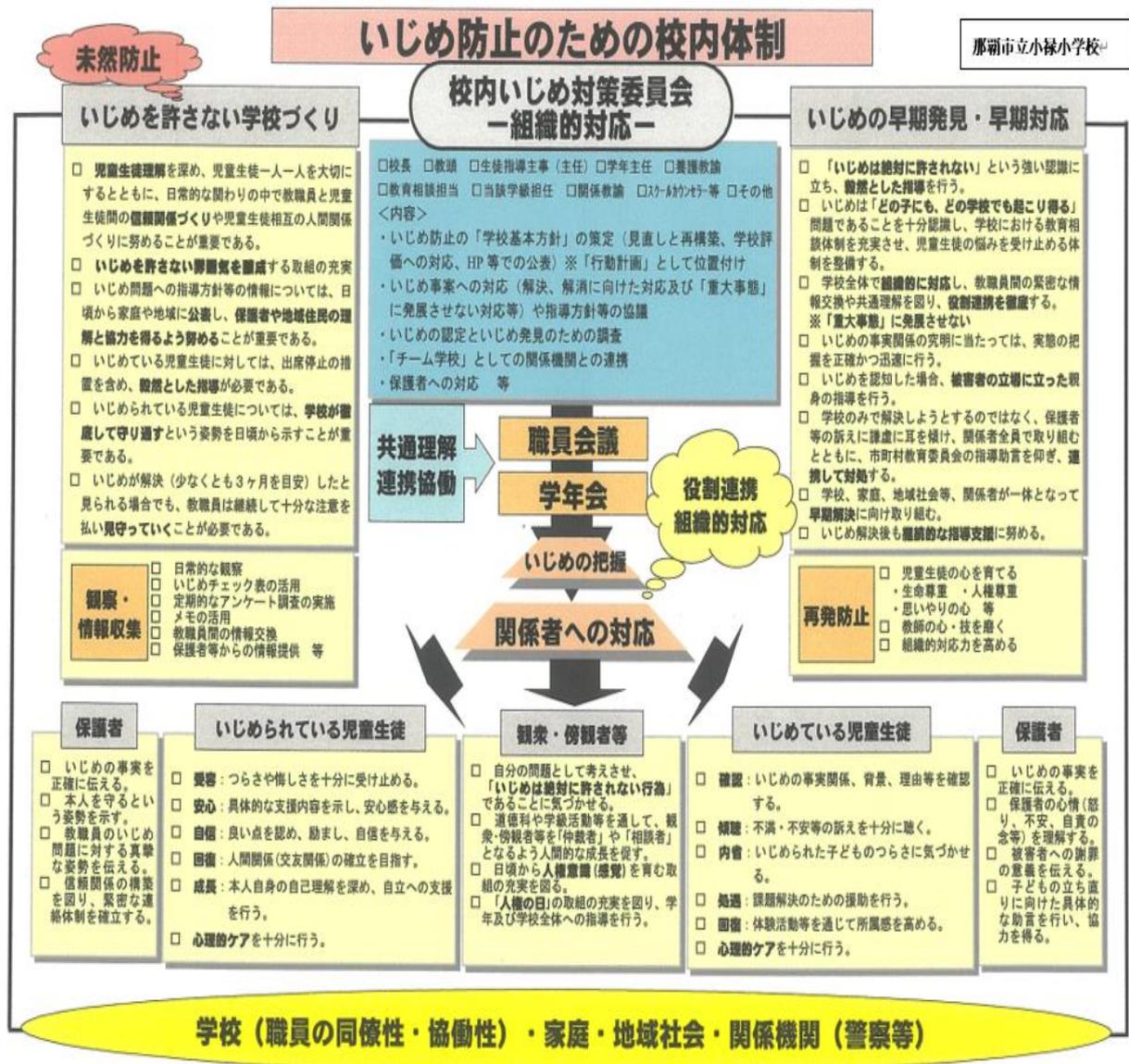
3 いじめに対する基本的認識：【 いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為 】

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つこと
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である
- ※いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

4 いじめの様態（例）

- 肉体的苦痛を与えるもの
(例) 殴る 蹴る 小突く 倒す つねる たたく ケンカをさせる 水をかける 画鋸を突き刺す 閉じ込める 等
- 精神的苦痛を与えるもの
(例) 【無視】 話しかけない 返事をしない等 【嫌がらせ】 ものを隠す 壊す 冷やかす等 【言葉によるもの】 相手の嫌がる言葉で攻撃（きもい、うざい、デブ等 【仲間はずれ】 集団に入れない暴言を吐く等）
- 犯罪行為（例）金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力（殴る、蹴る等） ケガを負わせる等
- 性的ないじめ（例）服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要等 身体に触れる等

5 いじめの防止などのための校内体制



(1) 校内いじめ防止対策委員会（生徒指導支援委員会）

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談担当・特支コーディネーター・関係教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他からなる、いじめ防止などの対策のための校内いじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※必ず議事録を残す。（記録・司会・・・生徒指導主、副、必要に応じて特支コーディネーター）

- 〈内容〉
- いじめ防止の「学校基本方針」の策定
 - いじめ事案への対応や指導方針等の協議
 - いじめ認定といじめ発見のための調査
 - 「チーム学校」としての関係機関との連携
 - 保護者への対応 等

6 重大事態への対処

いじめの「重大事態」の対応

那覇市立小椋小学校

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な被害を負った場合等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」） ※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）

2 調査に向けた準備

判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者

判断2 調査の規模、設問内容等の調整等

■設置者が調査主体の場合：
調査組織の設置、調査の実施

■学校が調査主体の場合：
必要な指導及び支援

○ 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるように、平穏からの設置を。

○ 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

〈調査組織について〉

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う。
・令和5年9月 こども家庭庁

3 被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4 国及び県教育委員会に調査開始の報告（" 様式2）

5 調査実施

〈被害、加害児童生徒について〉
本マニュアルの4、5ページに示す、対応を引き続き行う。

6 調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8 調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

〈参考〉

- ・令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について
- ・平成29年3月文部科学省 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

9 再調査の実施等（以後、手順3～8に同じ）

(1) 重大事態への定義

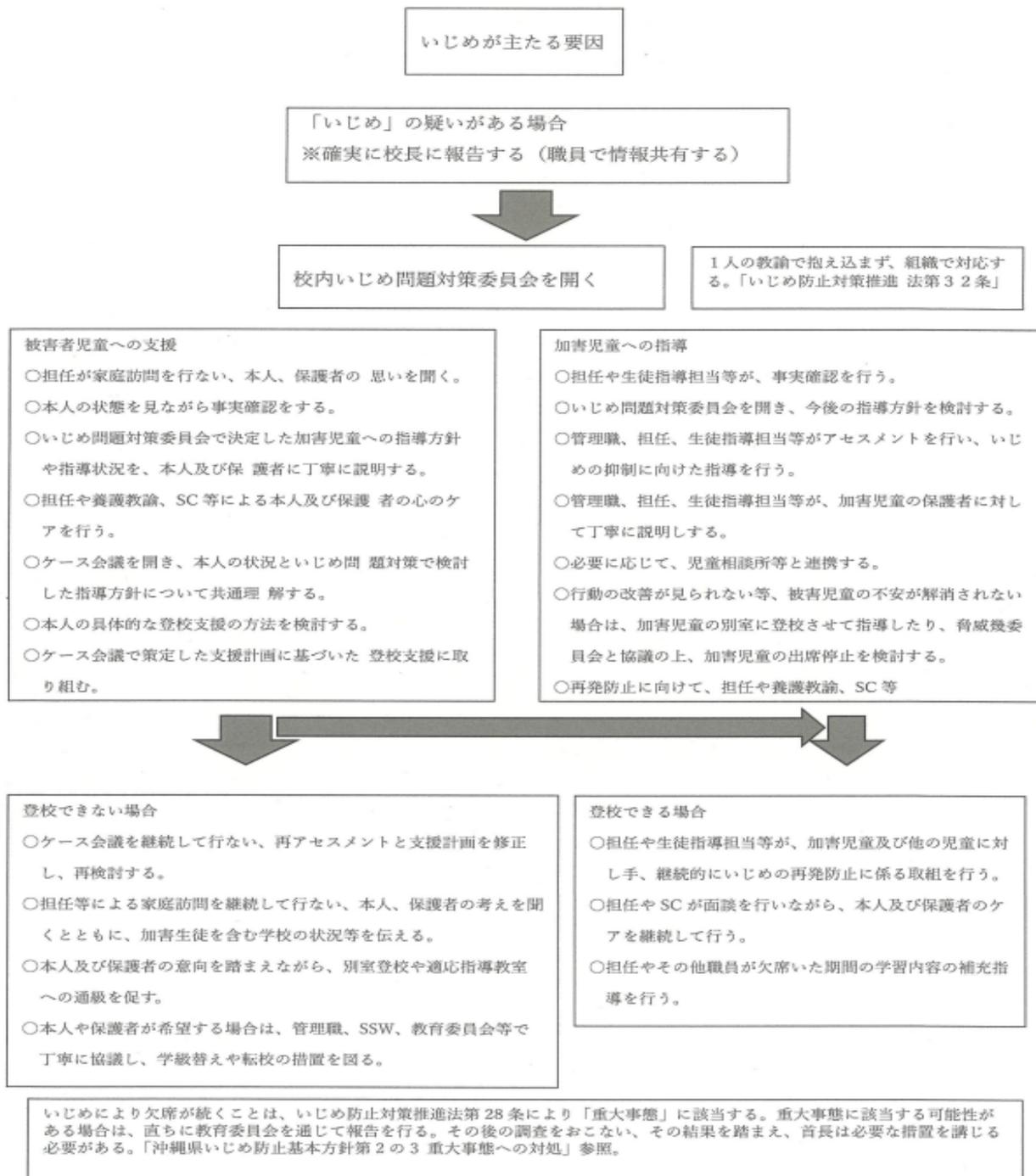
- ① いじめにより児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

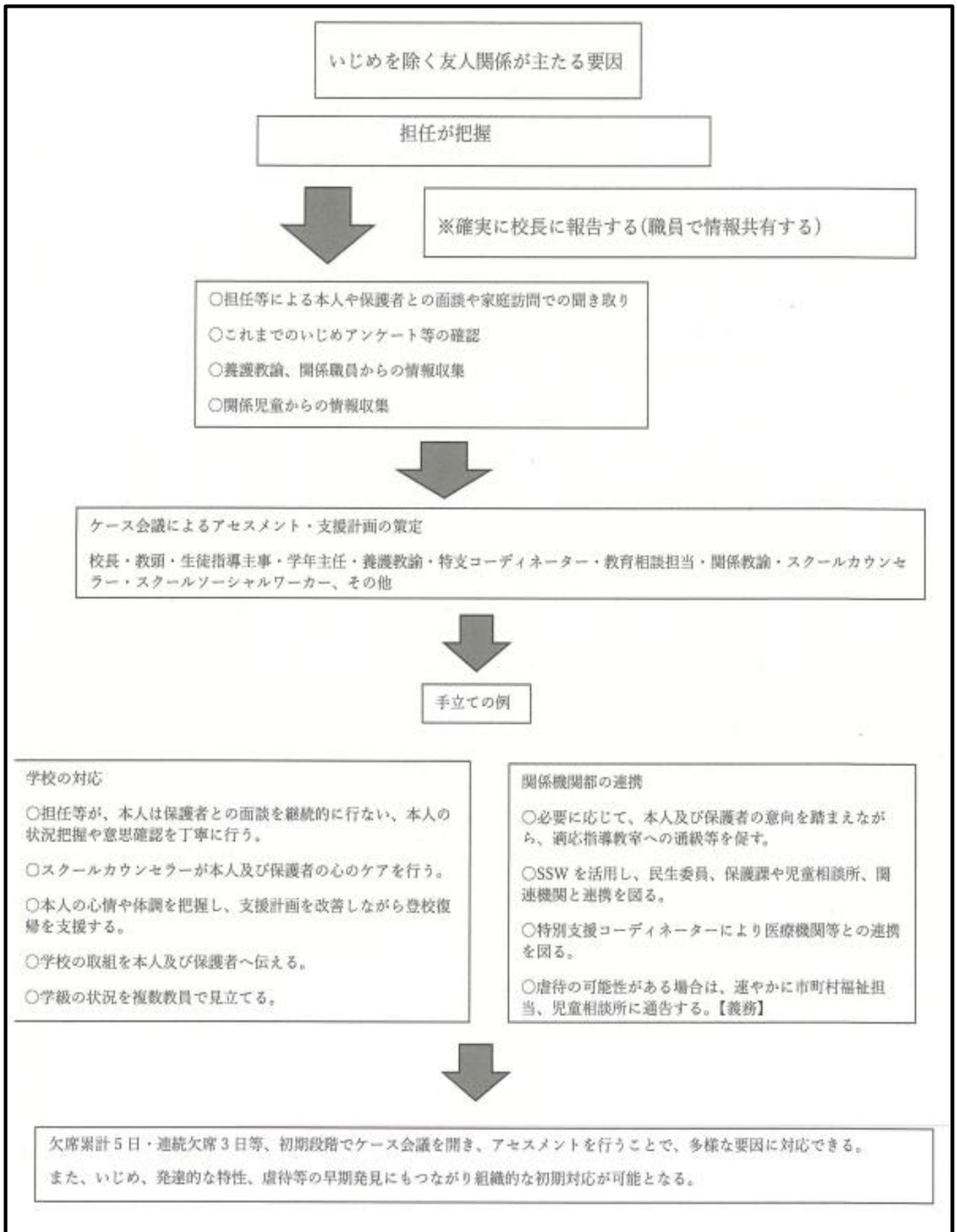
(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係 諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 具体的な対応例



(4) 具体的な対応例



7 「いじめに対する措置」について

(1) いじめ被害者への対応

大人が子どもに伝える3つのこと
 ①「いじめは絶対に許されない行為である」
 ②「いじめられている子どもを守る」
 ③「決して自らの命を絶ててはいけない」

いじめの被害者への対応

那覇市立小椋小学校

いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

教師の対応

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- 2 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
- 3 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない
- 4 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聞き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 1 話をうなずきながら聴く
・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のことはしっかり聴いているよ」という前向きなメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
・教師が事実関係の掌握に自信がないかどうか確かめる。
・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
・話していることがよくわからないからといって子どもの話を途中でまて聴かない。
・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉は言わない。
・否定の言葉よりも、「どうしてそうなの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

家庭での対応等

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
・不安を除去し、安全の確保に努める。
・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
・ひどくいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もある。
・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）
・死につながるような発言はないか？
・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか？
・眠れない様子はないか？
・死を賛美する言動はないか？

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
・「いじめに耐えることも必要」「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。
- 3 否定認識や不用意な発言
・「やられたらやり返しなさい」「反抗できない方が悪い」「負けるな、頑張れ、いい試験だ」
・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的な発言 ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。
- 4 不適切な対応
・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
・日時、話し合いのルール等を定めない。
・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 外部の情報等を活用しない
・「密室」の対応になっている。
・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

<確認すること>
いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
どんなことから？きっかけは？
どこで？
どんな方法で？
1対1？複数？グループ？誰が（命令）？

- ①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ②被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるように努める。
- ④被害を受けている児童に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦家庭との連絡を密にし、児童の学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子などについて、保護者から情報を得る。
- ⑧加害者の児童や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聞き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- ⑨子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

【家庭での対応として】

1 いじめられている事実が判明した場合の対応

- 家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ひどいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2 些細な変化(危険信号)に気づく(特に自殺のサイン)

- 死につながるような発信はないか?
- 自殺のニュースなどに対し同情する発信はないか?
- 眠れない様子はないか?
- 死を賛美する言動はないか?

(2)いじめ加害者への対応

いじめの加害者への対応

那新市立小森小学校

いじめは「人権侵害行為」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものの方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを十分に行う

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
・何がいったのか? ・どんなことから? ・いつ頃からか? ・どこで?
・どんな気持ち? ・どんな方法で? ・誰が(命令)したのか? ・複数? 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実をしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導
 - ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
 - ・体罰を行う。
 - ・子どもの人格を否定するような発言をする。
 - ・命令口調で対応する。
 - ・過去を引き合いに出す。
 - ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - ・兄弟姉妹と比較する。
- 2 基本認識を誤った指導
 - ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 - ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話さない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

- 1 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対応する。
- 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか? ・その結果どうなったのか?
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

①基本的な姿勢

- ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。
- イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景などについて、共感的に理解するとともに、いじめた児童の心の内面を理解するように努める。→心理的ケアを十分に行う。
- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
 - 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたりなどいじめを許さない雰囲気を醸成する。
 - 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
 - 4 加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
 - 5 教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

②教師の対応

- ア いじめを完全にやめさせる。
- イ いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ウ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
何があったのか?・どんなことから?・いつ頃からか?・どこで?・どんな気持ち?
どんな方法で?・誰が(命令)したのか?・複数?など。
- エ 不満・不安などの訴えを十分に聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- オ 相手に与えた苦しみ、痛みについて気づかせる。
- カ 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ、努力させる。
- キ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる。
- ク 場合によっては、出席停止などの措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ケ 必要な場合は、警察など関係機関と連携し対応する。

【対応のポイント】

- 1 「事実はしっかり認めさせる」
- 2 「決して言い逃れはさせない」
- 3 「お互いが納得の上謝罪させる」
- 4 「それ以上罰しない」
- 5 「今まで以上に関わりを持つ」

③保護者への対応

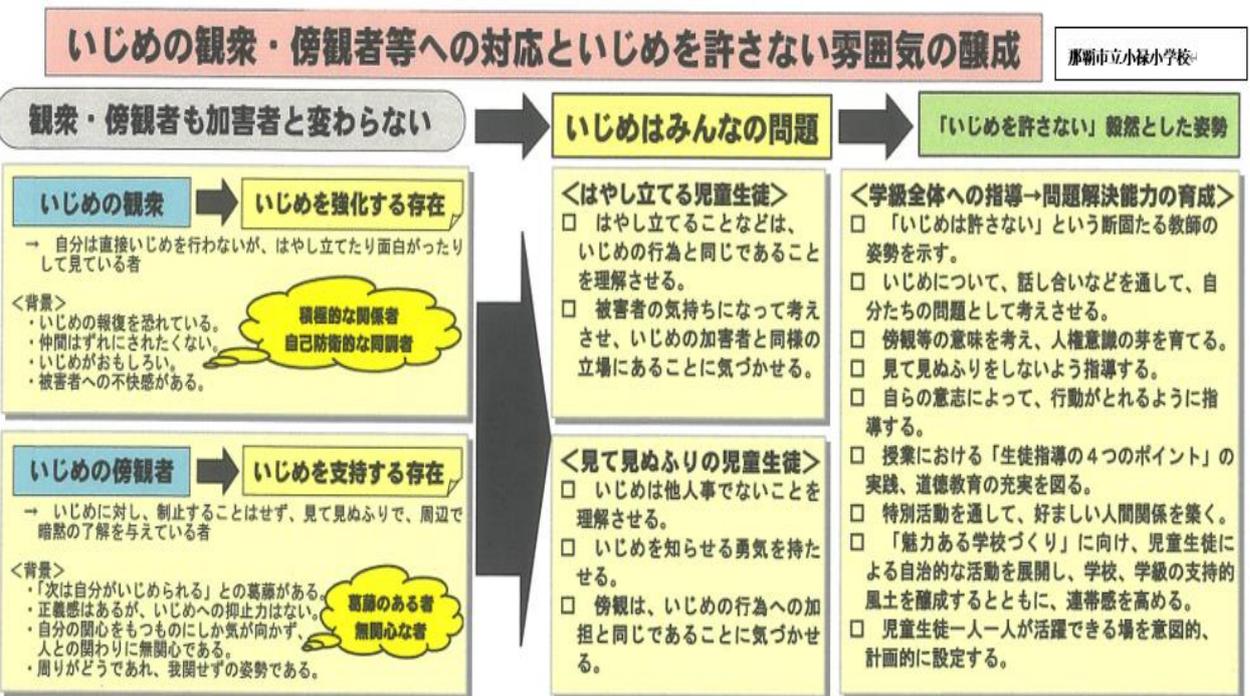
- ア 保護者の心情を理解する
- 保護者の倫理(怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安など)。
 - 保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - 子どものよさを認め、親の苦労も十分にねぎらいながら対応する。
- イ 事実関係は正確に伝える
- 憶測で話をしない。

- 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ウ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
- 被害者への謝罪、生徒への対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- エ 教師と保護者がともに子どもを育てるという姿勢を示す
- 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

【家庭への支援 【家庭】

- 1 両親と一緒に叱責しない・・・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す・・・どんな行動をしたのか?その結果どうなったのか?
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - 「いじめられた子は苦しんでいる ○「お前の気持ちはわかった、一緒に考えよう
- 4 きちんと謝罪する
 - あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者側の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) いじめの観衆・傍観者等への対応



日々の教育活動において ～生徒指導の4つのポイントの実践～

① 自己存在感の感受 ② 共感的な人間関係の育成 ③ 自己決定の場の提供 ④ 安全・安心な風土の醸成

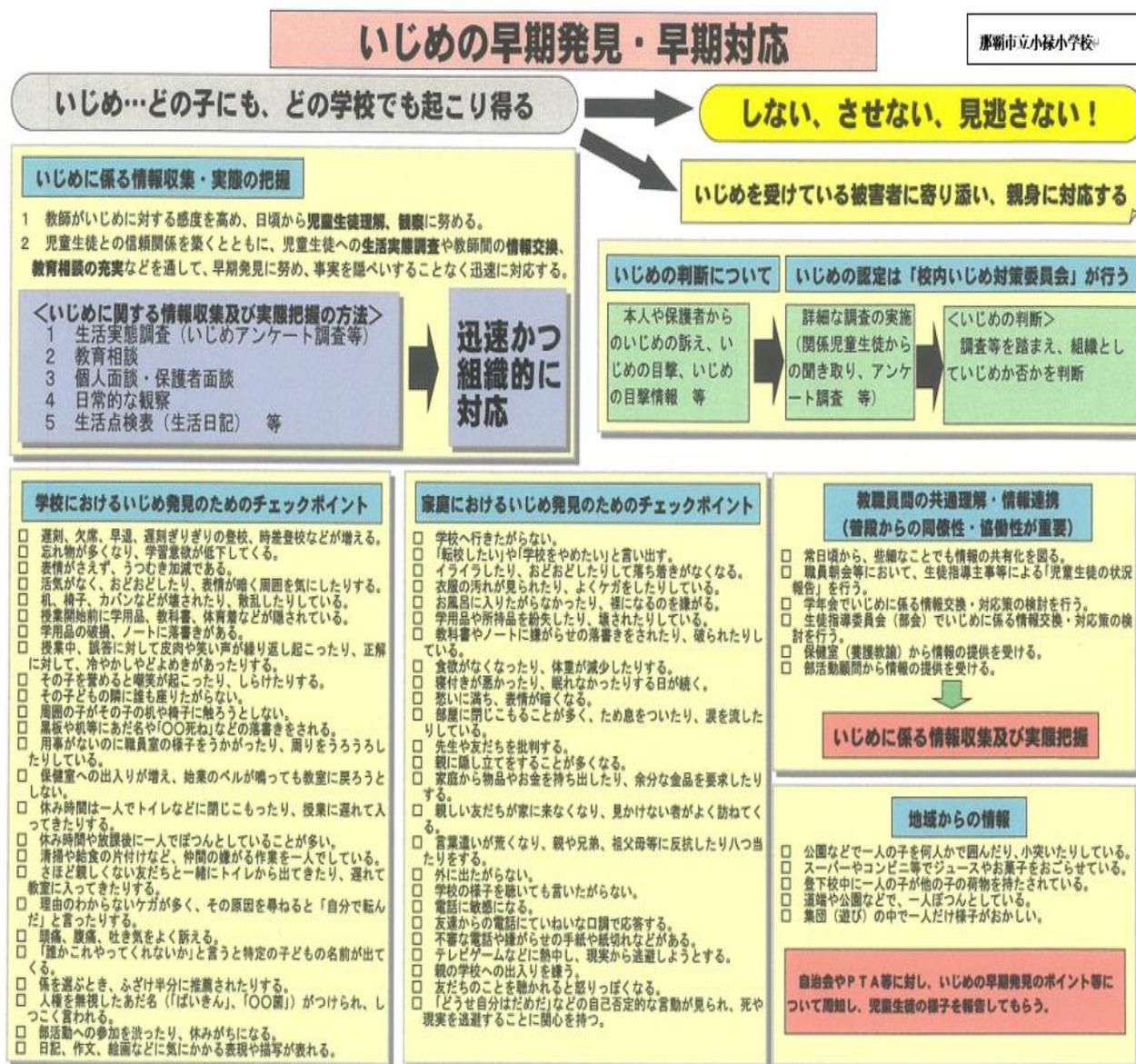
<ol style="list-style-type: none"> 1 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識を持つ各種支援員等との連携協働に努める。 2 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。 3 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる) <ul style="list-style-type: none"> ア 自己存在感の感受 イ 共感的な人間関係の育成 ウ 自己決定の場の提供 エ 安全・安心な風土の醸成 4 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。 5 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。 6 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。 	<p style="text-align: center;">支持的風土の4つのポイント</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">自立</td> <td style="width: 25%;">自分のよきを生かした自己肯定 自分のよき、努力、成長の内面化</td> <td style="width: 25%;">目的意識</td> <td style="width: 25%;">メタ認知力</td> </tr> <tr> <td>承認</td> <td>教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ 努力や成長、貢献を見取り、伝える</td> <td>自己肯定感</td> <td>自己理解</td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td>役割・つながりの「しかけ」(絆づくり) 他者貢献、自治的な活動ができる機会を</td> <td>主体性</td> <td>協働性</td> </tr> <tr> <td>安心</td> <td>規範意識の醸成(基場づくり) きまりは、何のためにあるのかを考える</td> <td>規範意識</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">学級・学年・学校の状況を、短期PDCAで更新していく</p>	自立	自分のよきを生かした自己肯定 自分のよき、努力、成長の内面化	目的意識	メタ認知力	承認	教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ 努力や成長、貢献を見取り、伝える	自己肯定感	自己理解	所属	役割・つながりの「しかけ」(絆づくり) 他者貢献、自治的な活動ができる機会を	主体性	協働性	安心	規範意識の醸成(基場づくり) きまりは、何のためにあるのかを考える	規範意識		<p style="text-align: center;">児童生徒が中心となった自治的活動の推進</p> <p>★児童生徒が中心となった自治的活動の推進</p> <p>【課題】学校では…</p> <ul style="list-style-type: none"> △教師主導の児童会・生徒会活動になっていませんか? △生徒主体の自治的活動になっていませんか? △各活動・行事を通して子供に何を身に付けさせますか? <p>■学級活動と連動した児童会・生徒会活動を充実させよう!</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童会・生徒会活動の取組を各学級の結合・運動と連動させる ⇒ 児童生徒の主体性や他者への貢献意識、問題解決能力が高まる ○異学年での交流活動の実施 ⇒ 自己有用感、自己肯定感が高まり、学級全体の支持的風土を醸成 ○学校行事への協力 ⇒ 集団への帰属感や連帯感を高め、公益の意識を醸成 <p>主体的に取り組む自治的活動の推進にあたって、教職員は、その場の「場づくり」「機会づくり」を行う、いわば親子の役割に準じますよ!</p>
自立	自分のよきを生かした自己肯定 自分のよき、努力、成長の内面化	目的意識	メタ認知力															
承認	教師・友達・保護者からの承認・勇気づけ 努力や成長、貢献を見取り、伝える	自己肯定感	自己理解															
所属	役割・つながりの「しかけ」(絆づくり) 他者貢献、自治的な活動ができる機会を	主体性	協働性															
安心	規範意識の醸成(基場づくり) きまりは、何のためにあるのかを考える	規範意識																

令和5年3月 学校教育における指導の努力点「6 生徒指導の充実」(抜粋)

令和2年3月 不登校児童生徒への支援の手引き(抜粋)

令和5年 魅力ある学校づくりパンフレット(抜粋)

(4) ネット上のいじめへの対応



① ネット上のいじめの特徴

ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

エ 保護者や教師などの身近な大人が子どものスマートフォンなどの利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめの態様】

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
誹謗中傷の書き込み・個人情報の無断掲載・なりすましなど
- 2 SNS での「ネット上のいじめ」
誹謗中傷する SNS、メール・チェーンメール・なりすましメールなど
- 3 その他(口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込みなど)

② 掲示板などへの誹謗中傷などへの対応

ア ネットいじめの発見、児童・保護者らからの相談

イ 書き込み内容の確認

○当該掲示板などのアドレスの確認と記録

○書き込み内容の保存(プリントアウト)

※スマートフォン等の場合は、スクリーンショットか画像をカメラで撮影するなど

ウ 掲示板などの管理者に削除依頼

○管理者への連絡方法(メール)の確認

○利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。

※削除依頼は、学校などの公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。

エ 掲示板などのプロバイダに削除依頼

○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。

※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 児童への対応

○被害児童への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

○加害児童への対応

加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校児童への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

2 保護者への対応

迅速な連絡や家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

7 「いじめの未然防止」について

ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

那須市立小森小学校

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～

第1段階 電話相談

警察相談専用電話・・・電話 # 9 1 1 0

子どもの人権110番・・・電話 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

soraе(ソラエ) ※平日のみ・・・電話 0 9 8 - 9 4 3 - 5 3 3 5

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

パソコン 電話 メール ネット SNS 日記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・凶器等の製造、殺人や強盗等の犯行行為の誘発・仲介・傍聴、自らの誘引・勧誘などを通報したい

www.mhlw.go.jp/sos/sosyukkakou

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている/脅迫されている/犯人の捜索、処罰を求めたい

弁護士または
行政相談支援センター(国指定)

0570-078376 www.bunka-rosen.or.jp

サイバー犯罪の被害相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

第2段階 削除等の対応方法及び相談

1 削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS (ハートがなげりゃ SNS じゃない!)」

【特設サイト】

<https://no-heart-no-sns.smai.or.jp/>

2 削除等の相談

ネットの誹謗中傷ホットライン

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

インターネットホットラインセンター

<https://www.internethotline.jp/>

※上記情報以外も、一時的な被害セキリ手段(主にウイルスや不正アクセスに関する被害)に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA(情報セキュリティ事故相談窓口)があります。

引用：総務省HP

(1)教職員

- 1 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- 2 人権感覚を磨き、児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- 3 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 4 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

○校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。

○教職員が、児童の意見をきちんと受け止めて聞いている。

○教職員が、児童に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。

○教職員自らの言動が、児童に与える影響の大きさを強く自覚している。

(2) 児童の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

1 道徳や特別活動等において、「身近にいる人に温かい心で接し、親切にすることこと」（親切・思いやり）「約束やきまりを守ること」（規則の尊重・規範意識）「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

2 児童が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

○失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。

○児童が規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。

○表情が明るく、にこやかで言葉づかいが適切である。

○明るくあいさつを交わす。

○委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。

○教室や学校が清潔で、整理整頓されている。

○規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。

○地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(3) 教育相談体制

1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

2 校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

○毎月の「いじめアンケート」児童一人一人の理解に努める。

○定期的な相談（SC）

8 「早期発見」について

(1) いじめにかかる情報収集・実態の把握

1 教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。

2 児童との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

【いじめに関する情報収集及び実態把握の方法】

毎月のアンケート・個人面談・日常的な観察

いじめ発見のためのチェックポイント

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠課、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、イス、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対しての皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正答に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その生徒の隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机やイスに触ろうとしない。
- 黒板や机などにあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因をたずねると、「自分で転んだ」などと言う。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の児童の名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。

□日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が現れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、隠されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かつたり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭からの物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
- 言葉づかいが荒くなり、親や兄弟、祖父母らに反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

地域からの情報

地域・自治会やPTAなどに対し、いじめの早期発見ポイントなどについて周知し、生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニなどでジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道ばたや公園などで、一人でぼつんとしている。
- 集団(遊び)の中で一人だけ様子がおかしい。